

協議第1号

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程（案）について

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程（案）について別紙のとおり協議する。

平成15年2月20日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

## 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （基本方針）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

### （議長等の責務）

第3条 規約第10条第2項の規定により議長となる協議会の会長は、協議会の副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

### （会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

### （表決）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告する。

### （傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入し、傍聴証の交付を受けなければならない。

### （傍聴人の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを携帯している者
- (4) 前3号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

### （傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布しないこと。
- (5) 前4号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第9条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第12条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事

(4) 前3号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 議長は、作成した会議録に署名し、これを保管するものとする。

(会議録等の公開)

第13条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

2 前項の公開は、別表に定める方法により行うものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

別表（第13条関係）

会議録等を公開する場所		公開する時間
名 称	所 在 地	
石狩市役所	石狩市花川北6条1丁目 30番地2	午前8時45分から午後5時15分まで （閉庁日を除く。）
石狩市民図書館	石狩市花川北7条1丁目 26番地	午前10時から午後6時まで（火、金曜日） 午前10時から午後8時まで（水、木曜日） 午前10時から午後5時まで（土、日曜日） ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下 「国民の祝日」という。）並びにその前日及び 翌日が国民の祝日である日については、午前 10時から午後5時までとする。 （休館日を除く。）
石狩市民図書館 花川北分館	石狩市花川北3条2丁目 198番地1 花川北コミュニティセンター内	午前10時から午後5時まで （休館日を除く。）
石狩市民図書館 花川南分館	石狩市花川南6条5丁目 27番地2 花川南コミュニティセンター内	
石狩市民図書館 八幡分館	石狩市八幡2丁目332番地 12 八幡コミュニティセンター内	
厚田村役場	厚田郡厚田村大字厚田村 18番地	午前8時45分から午後5時15分まで （閉庁日を除く。）
厚田村総合センター	厚田郡厚田村大字厚田村 45番地5	午前10時から午後4時まで （休館日を除く。）
浜益村役場	浜益郡浜益村大字浜益村 2番地3	午前8時45分から午後5時15分まで （閉庁日を除く。）
浜益村交流センター （ふれあいセンターきらり）	浜益郡浜益村大字浜益村 630番地	午前10時から午後4時まで （休館日を除く。）
石狩市・厚田村・浜益 村合併協議会事務局	石狩市花川北6条1丁目 30番地2 石狩市役所内	午前8時45分から午後5時15分まで （閉庁日を除く。）

備考

本表に定める方法のほか、議長は、必要に応じてインターネット等の方法により、会議録等の公開をすることができる。